

鋼船規則

規
則

A 編 総則

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 規則 第 30 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 5 月 25 日 国土交通大臣 認可

2022年6月30日 規則 第30号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

1 章 通則

1.2 船級符号への付記

1.2.7 を次のように改める。

1.2.7 検査方法

(-1.から-3.は省略)

~~4. B 編 8.1.3(2)の規定に従い、プロペラ軸の予防保全管理方式に基づく検査を実施する船舶については、船級符号に“Propeller Shaft Condition Monitoring System・A”（略号 PSCM・A）を付記する。~~

~~5. B 編 1.1.3-1.(6)(i)の規定に従い、プロペラ軸の代替検査方法を採用する船舶（PSCM 又は PSCM・A の付記を有する船舶を除く。）であって油潤滑式の船尾管軸を有するものについては、船級符号に“Alternative Propeller Shaft Survey・Oil”（略号 APSS・O）を付記する。~~

~~6. B 編 1.1.3-1.(6)(i)の規定に従い、プロペラ軸の代替検査方法を採用する船舶（PSCM 又は PSCM・A の付記を有する船舶を除く。）であって船内の清水を利用した清水潤滑式の船尾管軸を有するものについては、船級符号に“Alternative Propeller Shaft Survey・Water”（略号 APSS・W）を付記する。~~

~~74. （省略）~~

附 則

1. この規則は、2022年10月1日から施行する。